

分野間連携の先行的取組事例集(第2弾)

平成29年9月
国土交通省

【公共交通・中心市街地活性化】	拠点づくりと連携した総合的な交通体系の再構築	【香川県高松市】
【公共交通・中心市街地活性化】	交通事業者の連携等による利便性向上と拠点整備	【福井県福井市】
【公共交通・中心市街地活性化】	歩行者・公共交通最優先の駅前空間の創出	【兵庫県姫路市】
【医療・福祉】	まちなか立地の積極評価による高齢介護施設の維持・確保	【熊本県熊本市】
【福祉・住宅】	わがまち特例を活用したサ高住の立地誘導の推進	【新潟県新潟市】
【公共施設再編】	公共施設の再配置と連携した都市機能の集約	【静岡県浜松市】
【環境・公共施設再編】	施設再編を契機とした面的エネルギー有効利用の実現	【長野県小諸市】
【住宅】	「フラット35」新制度を活用した居住誘導の推進	【福岡県北九州市】
【住宅】	居住調整地域の設定による市街地拡散の抑制	【青森県むつ市】
【広域連携】	複数自治体による広域的な立地適正化の方針の策定	【兵庫県姫路市等】

【香川県高松市】

背景・課題

- ・高齢者の約7割が、移動手段を自動車に依存。
(香川県免許返納数：38人【H16】→1,256人【H25】)
- ・都心地域では、バス路線と鉄道路線が重複する区間が存在するなど、交通サービスの提供が非効率。

鉄道、バス、自動車・自転車など、それぞれの役割分担に基づいて総合的に交通体系を見直し

- ・市民・事業者・交通事業者・市のそれぞれの責務を規定した「公共交通利用促進条例」の理念に則り、各種施策を推進。交通結節点の整備、鉄道複線化、バス路線の再編、サイクル&ライド、パーク&ライドの促進など、総合的に交通体系を再構築。
- ・また、中心市街地エリアの回遊性を高めるため、関係者（商店街組合、ことでんバス、市）の連携によりまちなかループバスが誕生。

これまでの取組

ソフト施策等の実施による公共交通の利用拡大を図るために、「ことでん(民鉄)」と「市」との協働による施策を推進(連携強化)

乗継割引の拡大

➢ IruCa利用時のバス-電車の乗継割引を20円から100円に拡大

乗継件数：H25 25.3万件→H27 33.0万件



IruCa...ことでん(民鉄)が発行する交通系ICカード

運賃を100円割引

高齢者への公共交通利用支援

➢ 70歳以上の高松市民を対象としたゴールドIruCaについて、利用時の電車、路線バス等の運賃を半額に

まちなかループバスの再編
(「丸亀町+ことでん+高松市」の連携により実現)

➢ 中心市街地エリアの回遊性を向上し、中心市街地の利便性・魅力を高めるため、既存路線の統合等の見直し

- ◆ 商店街では買い物客に「まちなかループバス無料乗車券」配布
- ◆ 丸亀町商店街振興組合と、ことでんバスがまちなかループバスを共同運行

- ・市民満足度 30.0%【H25】→ 35.0%【H27】
- ・公共交通利用率 13.7%【H25】→ 14.2%【H27】

これからの取組：鉄道を基軸としたバス路線の再編

★交通結節点の整備

新駅設置(ことでん)と駅前広場整備(市)

→公共交通軸の強化と生活交流拠点の活性化

★基幹交通軸の強化

鉄道の複線化による運行頻度の向上(ことでん)

→拠点間の運行サービス強化

★バスネットワークの再編

基幹交通軸への結節を基本とした

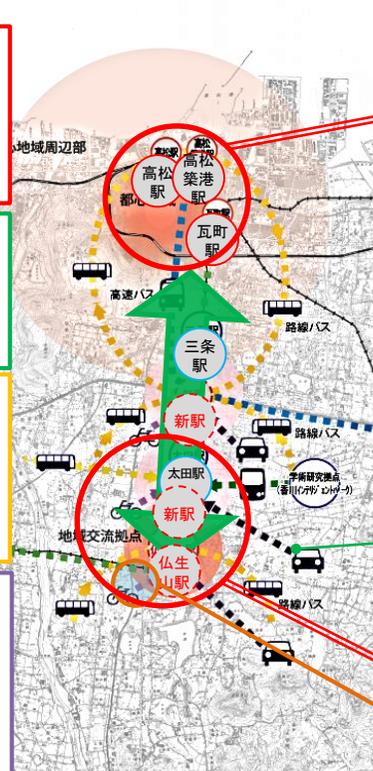
フィーダー路線へ見直しを行うことで交通空白地域を解消(ことでんバス)

→各拠点へのアクセス向上

★サイクル&ライド
パーク&ライドの促進

主要駅・停留所周辺に駐輪場・駐車場を整備(市)

→公共交通優先で歩いて暮らせるまちづくりの実現



中心市街地の活性化と公共交通の連携

丸亀町商店街再開発事業



商店街全体をひとつのショッピングセンターと見立て全体をレイアウト
→業種の偏りを正し、適切にマネジメント

新交通システム(LRT等)の検討

新たに拠点整備や市街化が進むエリア

新病院を核としたまちづくり推進事業

利用者による継続的な利便性評価やサポートの仕組みづくりを継続して実施

【福井県福井市】

背景・課題

- ・市街地拡大に伴い、中心市街地の魅力が低下。
- ・福井市中心部では、鉄軌道の乗り場が事業者ごとに分かかれ、乗継ぎ等の連携が不十分で、利便性が低い状態。

事業者間の相互乗入れ等により拠点駅へのアクセスを改善併せてハード整備を推進し、拠点地区の賑わいを創出

- ・えちぜん鉄道鷺塚針原駅と福井鉄道越前武生駅間を相互乗り入れし、高頻度運行により福井駅へのアクセスを増便。また、新車両の導入や停留所のバリアフリー化、P T P S 導入による定時性確保の取組を推進。
- ・土地区画整理事業により、街路及び駅前広場を整備し、鉄軌道の乗り入れ空間を確保。また、「にぎわい交流拠点」として民間施設（商業、住宅等）を駅前に整備することで、中心市街地活性化を図っている。

★鉄軌道相互乗り入れ
 従来は田原町駅で福井鉄道とえちぜん鉄道は乗り換えが必要だったが、

- ・利便性の向上及び利用者数増加
- ・福井市を核とした嶺北一円の交通ネットワークの形成・充実
- ・地球温暖化防止の観点からも、過度に自動車に依存した移手段から公共交通への転換等を目指し、相互乗り入れを実施。

★駅前商業施設との相互利用促進
 福井鉄道・えちぜん鉄道等の乗車券の提示により、駅前商業施設の割引特典を提供
 →公共交通利用者増加、中心市街地活性化



- ・相互乗り入れ区間の利用者数
 ※田原町駅（従来の乗り換え駅）をまたぎ直通区間を移動したケース
約13万2,600人【H28】（平成27年度の約2.7倍）
- ・福井駅西口中央地区における歩行者通行量
8,600人【H22】→ 11,600人【H27】



★福井駅西口駅前広場整備
 土地区画整理事業等により、にぎわい創出のために複合的な施設を配置し、県都にふさわしいシンボル性のある景観を創出。



★福井駅の交通結節機能強化
 福井鉄道をJR福井駅前（福井駅西口広場）まで延伸し、併せてバスターミナルを整備することで交通結節機能を強化
 →JR、バス、路面電車等のモード間の乗り継ぎにおいて利便性向上

【兵庫県姫路市】

背景・課題

- ・姫路駅前のバスターミナルやタクシー乗り場が分散しているため、歩行者と一般車両の動線とが交錯しやすい状況。
- ・歩行空間・公共交通アクセスの利便性低下が一因となり、まちなかの賑わいが低下

歩行者交通量(車椅子・自転車含む) : 83,938人【H19】→65,121人【H23】

※中心市街地主要7地点の合計

関係者の協働により、駅前を大胆なトランジットモール化
移動動線の輻輳を解消し、賑わい創出へ

- ・駅周辺に分散していたバスターミナルなどを広場西側に集約するとともに、トランジットモール化により、一般車両との動線交差を解消。
- ・公共交通の円滑な運行を実現するとともに、安全でゆとりある歩行・環境空間を創出。
- ・公共交通利用者数、駅前の歩行者数の増加を実現。



■整備前

■整備後

姫路駅北側をトランジットモール化し、路線バス、タクシー、許可車両以外の車両の通行が禁止され、一般車の出入りは不可能となっている(平成27年4月開始)。

■駅前広場のデザインに住民意見の反映

デザインに関し商店街連合会などから意見や提案

姫路駅北駅前広場整備推進会議

- ・意見・提案の集約と駅前広場のコンセプト等を決定する組織。
- ・市や民間それぞれの案を比較検討。17回会議を開催。

各種団体
(商店街連合会、まちづくり団体等)

交通事業者
(鉄道会社、バス会社、タクシー会社)

土地・建物権利者
(ビル会社等)

行政機関
(市、公安委員会、県)

市民フォーラム

- ・姫路の都心部の将来のあり方のフォーラムを開催(約450人來場)
- トランジットモール化の提案※
- ※推進会議においても議論が開始

トランジットモール化の社会実験

姫路市
(都市拠点整備本部)

関係者
(公安委員会、まちづくり団体等)

- ・社会実験として一般車両の通行を終日制限。
- ・周辺交通への影響などの課題を把握し、関係者と協議・対応。
- ・まちづくり団体や交通事業者等と協働して情報提供や広報活動。

■姫路駅北駅前広場の整備(概要)

○交通結節機能の向上

分散していたバス・タクシー乗り場を広場西側に集約し、その上空にJR姫路駅と山陽電鉄姫路駅を結ぶ歩行者連絡デッキを整備。

○道路空間配分の見直し

駅前への進入を路線バス・タクシーに限るトランジットモール化により、大手前通り(幅員50m)の車道を2車線に縮小し、歩道の大幅な拡幅(合計約18m→約34m)を実施。

○官民協働による駅前整備

トランジットモール化を含めた姫路駅周辺整備について、市民団体、交通事業者等と協働して情報提供や広報活動を展開。

■姫路駅北駅前広場の整備(効果)

○JR姫路駅乗客数の増加

1,676万人【H17】→1,887万人【H27】

○姫路駅前の歩行者交通量の増加※中心市街地主要7地点の合計

6.5万人【H23】→7.3万人【H27】

○駅周辺の歩行・環境空間の創出

歩行・環境空間比率26%(整備前)→67%(整備後) 4

【熊本県熊本市】

背景・課題

- ・本格的な人口減・高齢社会を迎え、公共交通を軸とし、生活利便性が高いエリアに機能が維持・確保された都市構造への再編が急務。
- ・幹線・支線の役割分担に基づく公共交通の再編、利便性向上の取組を推進。



高齢介護施設の事業者公募に際して、立地評価の仕組みを導入

- ・平成28年度から、市は、「熊本市高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画（はつらつプラン）」に位置付けられた高齢介護施設について、整備事業者の選定に当たり、都市の拠点性（都市機能誘導区域内への立地）を評価基準に追加。
- ・住民の利便性向上というメリットのほか、労働力確保という観点から事業性向上にも寄与。

「熊本市高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画（はつらつプラン）」に位置付けられた高齢介護施設

○介護予防拠点

※要介護状態になる恐れのある高齢者に対し、予防給付や地域支援事業を行う拠点となる施設。

○地域密着型サービス事業所

※生活環境を維持し、住み慣れた地域での生活を支援する地域包括ケアの拠点となる施設。

○介護保険3施設

※特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

○居住系の居宅サービス事業所（広域型の特定施設）

※介護専用型の特定施設、混合型の特定施設

○その他の施設

※養護老人ホーム、軽費老人ホーム

■配点表（高齢介護施設）

- 例えば、地域密着型特別養護老人ホームの審査表では、立地適正化計画における都市機能誘導区域内であれば+2点、市街化区域内であれば+1点が配点される。
- なお、対象施設（高齢介護施設）は、日常生活圏域（市内27箇所）ごとに配置が計画されており、当該圏域内における、既存施設の有無についても考慮している。

(例) 地域密着型特別養護老人ホーム【審査表】

審査項目	審査項目	評価項目	採点基準	採点
II 配置計画及び建設用地に関する事項				
1	適正配置について			
	都市の拠点性について	都市の拠点性	市街化区域のうち、熊本市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域内である。(平成28年度追加)	2
			市街化区域内である。(平成27年度追加)	1
			市街化区域内でない。(平成27年度追加)	0
	利用待機者の状況、既設施設の配置状況等について	配置状況	適正な施設配置であるか	
			配置予定の日常生活圏域に特養（広域型特養・地域密着型特養いずれも）がない。	5
			配置予定の日常生活圏域に地域密着型特養はない。	3
			同じ日常生活圏域に、地域密着型特養がある。	0

【福祉・住宅】わがまち特例を活用したサ高住の立地誘導の推進

【新潟県新潟市】

背景・課題

- ・人口減・高齢社会の到来を踏まえ、居住や諸機能の集約が必要。
- ・地域経済の活性化には、シニア世代への快適な生活環境の提供や、アクティブシニアの移住促進も重要な要素。

高齢者数：H22年18.9万人→H52年24.9万人（32%増）

高齢化率：H22年23.3% →H52年37.3%

税制特例や公有地売却など、サービス付き高齢者向け住宅の居住誘導区域内への立地誘導のための施策を総合的に推進

- ・サ高住に係る固定資産税の減額措置について、わがまち特例を活用して、居住誘導区域の内外で減額割合にメリハリをつけて設定。
 - ・公的不動産（PRE）を活用してサ高住等を整備する場合には、居住誘導区域内に限って売却価格を減額。（未活用不動産の売却により財源確保にも寄与。）
- ⇒居住誘導区域内への立地を促進することで、入居者の生活面での利便性が確保されるほか、密度維持を通じてまちなかの賑わい創出・活力向上にも寄与。

サ高住に係る固定資産税の減額措置（H31.3.31新築分まで）

【現行】
新築後5年間 **2 / 3 減額**

【改正後】（H30.4.1新築分から）

居住誘導区域内：
新築後5年間 **5 / 6 減額**

居住誘導区域外：
新築後5年間 **1 / 2 減額**

なお、一般新築住宅特例（新築後3年間1 / 2減額）等は引き続き市内全域が対象

「イメージ」

新築後5年間 **5 / 6 減額**



新築後5年間 **1 / 2 減額**

※地方税法上、当該措置の減額割合は、1 / 2～5 / 6の範囲内とされている。

「サ高住に係る減額措置のその他の適用要件」

- ①床面積：30㎡以上／戸（共用部分を含む。）
- ②戸数：10戸以上
- ③補助：国等からサ高住に対する建設費補助を受けていること
- ④構造：主要構造部が耐火構造又は準耐火構造であること等

公的不動産（PRE）活用によるサ高住等の整備促進

①固定資産台帳の活用

固定資産台帳※には、市が保有する固定資産のデータが網羅されているところ、**売却検討中市有地のデータを抽出して活用**

固定資産台帳

抽出

売却検討中
市有地のデータ

※固定資産台帳とは、市の財務書類（貸借対照表等）を作成するための基礎データとして整備されるもの。

②市有地情報の公開

市のホームページで**売却検討中の市有地情報を公開**

【公開イメージ（例）】

※下表は主な項目のみを抜粋したイメージ

所在地	面積	都市計画（用途地域）	立地適正化計画
〇区×	1,300㎡	市街化区域（第一種住居）	居住誘導区域

③民間事業者への売却

特に、**立地適正化計画上の居住誘導区域**で民間事業者が**一定のサ高住等**を整備する場合には、当該敷地相当部分について用途指定を行った上で**売却価格を最大20%減額**※

※競争入札ではなく随意契約であること等の前提条件が存在。6

【公共施設再編】公共施設の再配置と連携した都市機能の集約

【静岡県浜松市】

背景・課題

- ・浜松市の保有する公共施設、土地などの資産は、12市町村合併、政令指定都市移行を契機に急増。
- ・都市化の進展や人口の増加に伴い、ハコモノ資産については、1970年代、80年代の20年間で約137万平方メートル、全体の約54%が建設されている。（下図参照）
- ・今後、老朽化に対する対応や改修等を計画的に行い、更新時期の一極化を回避する必要がある。



公共施設の総量の削減を図りつつ、まちづくりの方針に沿って再編・集約を推進

- ・全公共施設について、施設ごとの課題や継続性等について整理。
- ・平成21年度から平成27年度で、全体の約22%の公共施設を削減し、年間の維持管理費を約5億円削減するなど、公共施設の見直しによる財政の効率化が図られている。
- ・また、浜松市都市計画マスタープランでは「拠点ネットワーク型都市構造」を掲げており、地域の拠点形成にあたって、既存の公共施設ストックを有効に活用するなど、公共施設再編と地域拠点の確保との連携が図られている。

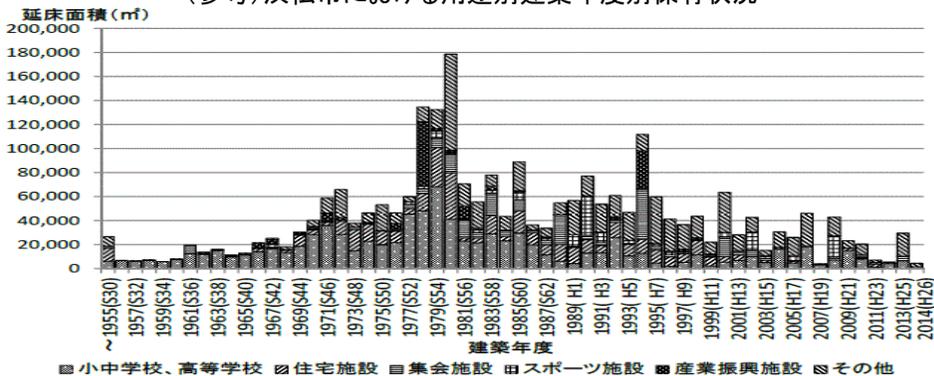
【浜松市公共施設再配置計画】

- 「浜松市資産経営推進方針」に基づき、データの一元化をした2,001施設について、施設の課題や継続性等について整理
- そのうち、H21～H27にかけて、以下のとおり公共施設の削減を推進

439施設（延べ床面積で約22万㎡）を削減

⇒ 年間維持管理経費	△約5億円
⇒ 50年間の更新・改修経費	△約1,100億円

（参考）浜松市における用途別建築年度別保有状況



【浜松市都市計画マスタープラン】

【旧引佐町役場庁舎】
行政支所機能を集約し、空きスペースを地域遺産センターとして活用

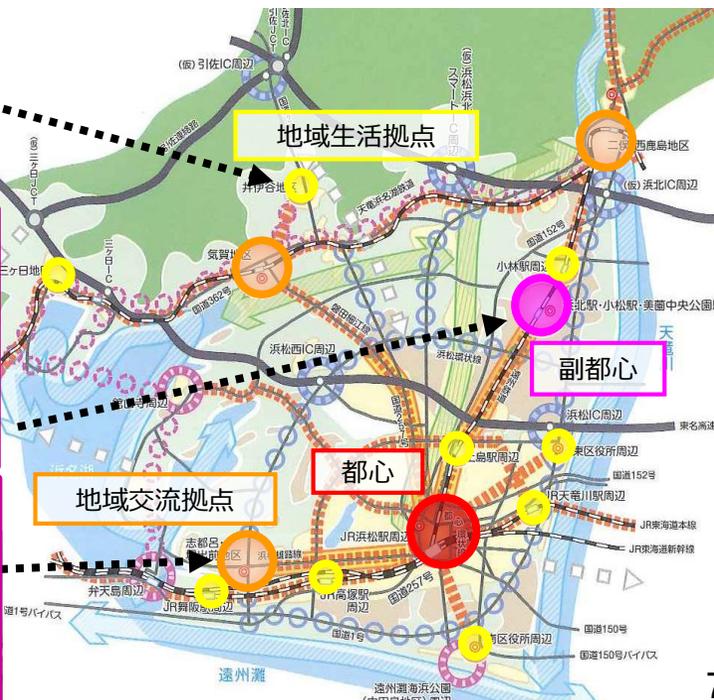


【浜北駅前の市有地】
再開発ビルに、区役所、図書館、ホール等の複合施設を整備



【旧雄踏町役場庁舎】
外国人学習支援センター・外国人学校に転用





【長野県小諸市】

背景・課題

- ・商業施設等の郊外化が進んだこと等により、中心市街地の魅力や賑わいが低下
- ・市役所や図書館などの老朽化した公的不動産の建替の必要性
- ・民間総合病院が郊外移転を検討



市役所や病院の集約再編を契機として、面的なエネルギー有効利用の仕組みを実現

- ・中心拠点に市役所・病院・図書館等の賑わいの核となる施設を集約再編するとともに、市民のアクセス及び回遊性の向上のために周辺の施設整備を推進。
- ・これに併せて、市庁舎等（市役所・図書館・市民交流センター）と病院で、建物間の熱融通による省エネと電力の一括受電による最大需要電力（ピーク）の平準化による電気料金の削減を実現

市役所、病院等の集約

病院、図書館、市民交流センターを市役所近くに集約し、併せて周辺の歩行空間を整備することにより市民の利便性を向上



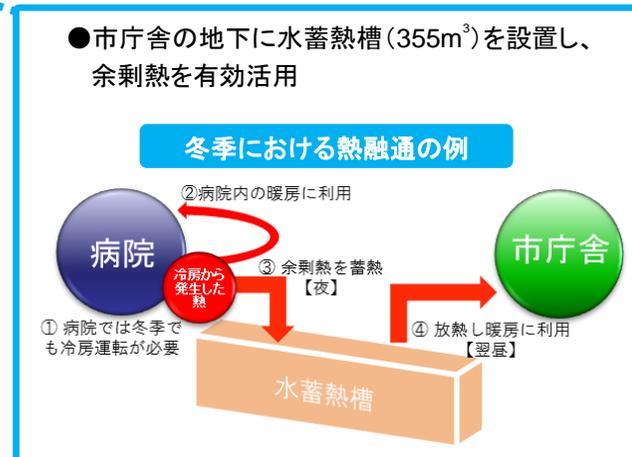
小諸市役所周辺地区

面的エネルギーの利活用

市庁舎等と病院で、建物間の熱融通や電力の一括受電により、環境負荷を低減

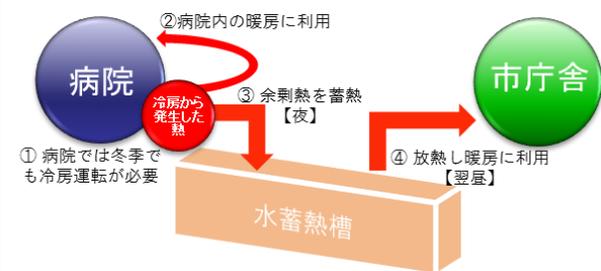


- ・ES事業とは、ES事業者がエネルギー設備の資金調達から補助金事務、設計・施工、維持管理までトータルサポートし、エネルギーサービスを提供する事業
- ・市と病院の共同で選考委員会を設置し、プロポーザル方式によりES事業者を選定



市庁舎の地下に水蓄熱槽(355m³)を設置し、余剰熱を有効活用

冬季における熱融通の例



- 効果
- 電力の一括受電や熱融通等により、光熱水費を年間 **約37% (約 0.2億円)** 削減^{※1}
 - **CO₂排出量**を1年当たり**約533 t**削減^{※1} (自家用自動車約230台から1年間に排出されるCO₂に相当)

※1 一定の仮定条件のもとで小諸市試算 (効果は市分のみ)

【福岡県北九州市】

背景・課題

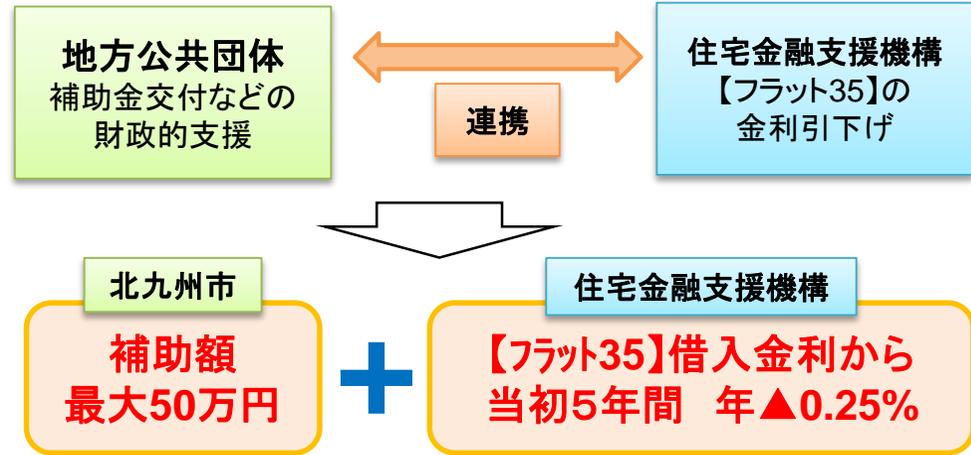
- ・少子高齢化、人口減少問題は喫緊の最重要課題
 { 人口 976,846人(H22)→961,286人(H27) △15,560人：全国最多 }
 { 高齢化率 29.3%(H27) 政令市第1位 }
- ・北九州市への定住・移住を強力的に推進する事業をH28創設
- ・今後は生活利便性の高い区域への居住誘導によるコンパクトなまちづくりの推進が必要 (H29.4に北九州市立地適正化計画を公表)

住宅金融支援機構の「フラット35」と連携して、居住誘導区域内等への居住誘導を推進

- ・平成29年度から、市は、「住むなら北九州 定住・移住推進事業」に基づき、街なかへ定住・移住しようとする者に対する財政的支援を実施。
- ・当該事業の認定者のうち連携の要件を満たした者を対象に、住宅金融支援機構において、住宅ローン「フラット35」の金利を引き下げ。
- ・立地適正化計画に定める居住誘導区域等への定住・移住を要件とすることで、利便性の高い公共交通沿線等に居住を誘導。

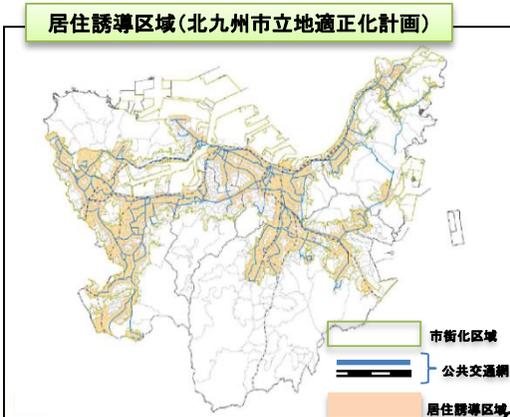
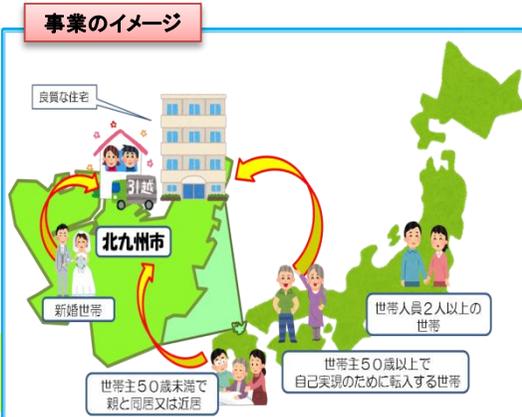
■住宅金融支援機構の住宅ローン【フラット35】地域活性化型

地域活性化に関して積極的な取り組みを行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、UIターンやコンパクトシティ化に資する住宅取得について、地方公共団体の財政的支援とあわせて【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度。



■北九州市の定住・移住に関する財政的支援

- 【住むなら北九州 定住・移住推進事業】(平成29年度創設)
 定住・移住を強力的に推進するため、一定要件を満たす街なか(※)の住宅を取得等する費用の一部を補助する事業。
 ⇒住宅取得費用に係る補助(最大50万円)
- ①市内に転入前又は転入後2年以内の2人以上の世帯等が、街なかの新築又は中古の住宅を購入する場合に補助 又は、
 - ②市内に居住し、市外へ勤務する39歳以下の新婚世帯が、結婚を機に街なかの住宅を取得する場合に補助
- ※街なか：居住誘導区域及び当該区域を含む町丁目のエリア



市内の定住促進・市外からの移住推進

【住宅】 居住調整地域の設定による市街地拡散の抑制

【青森県むつ市】

背景・課題

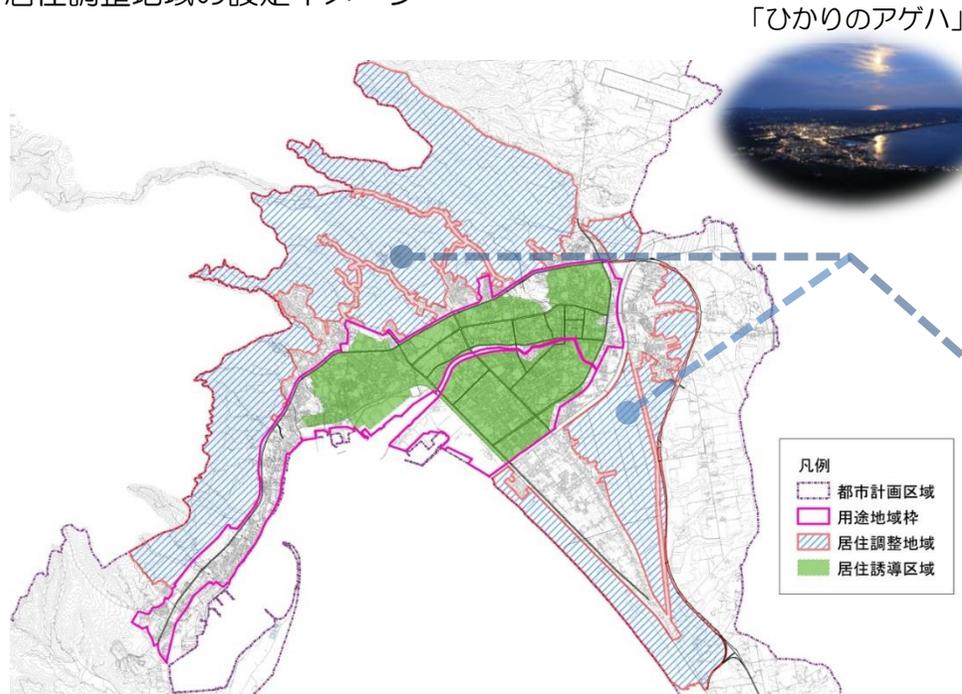
- ・非線引き都市計画区域のため用途地域外（白地地域）へ住宅地が無秩序に拡大
- ・住宅地の拡散による除雪エリアの拡大、インフラ整備・管理費用の増大
- ・治山治水による安全・安心の確保の必要性



居住調整地域の設定等により、郊外開発を抑制し、居住誘導区域への住宅の立地誘導を推進

- ・用途地域外すべてに特定用途制限地域を設定（H28.4）し、床面積500㎡以上の店舗等の立地を制限し、都市機能の郊外立地による市街地拡大を抑制
- ・さらに、都市基盤が脆弱な郊外における住宅地開発を抑制するため、開発を原則禁止する居住調整地域を設定（H29年度予定）
- ・郊外の開発抑制、居住誘導区域への人口集約により、むつ市を象徴する夜景「ひかりのアゲハ」を後世へと引き継ぐ

居住調整地域の設定イメージ



居住調整地域とは

- ・都市再生特別措置法に基づき立地適正化計画に定めることができる地域。
- ・今後工場等の誘導は否定しないものの、居住を誘導しないこととする区域において住宅地化を抑制するために定める地域地区。居住誘導区域外について定めることができる
- ・区域内における一定規模以上の住宅開発は、市街化調整区域と同様に開発許可制度が適用される。

居住調整地域に含めるエリア

- ・用途地域周辺の特定用途制限地域で開発圧力のある地域（今後開発が広がる恐れのある地域）を設定
ただし、幹線道路沿道や現況の土地利用を考慮

⇒無秩序な住宅地開発の抑制、山林や下流域における雨水災害の要因となる地域の開発抑制により、都市経営コストを抑制、安心安全なまちづくりを推進

【広域連携】複数自治体による広域的な立地適正化の方針の策定

【兵庫県姫路市・たつの市・太子町・福崎町】

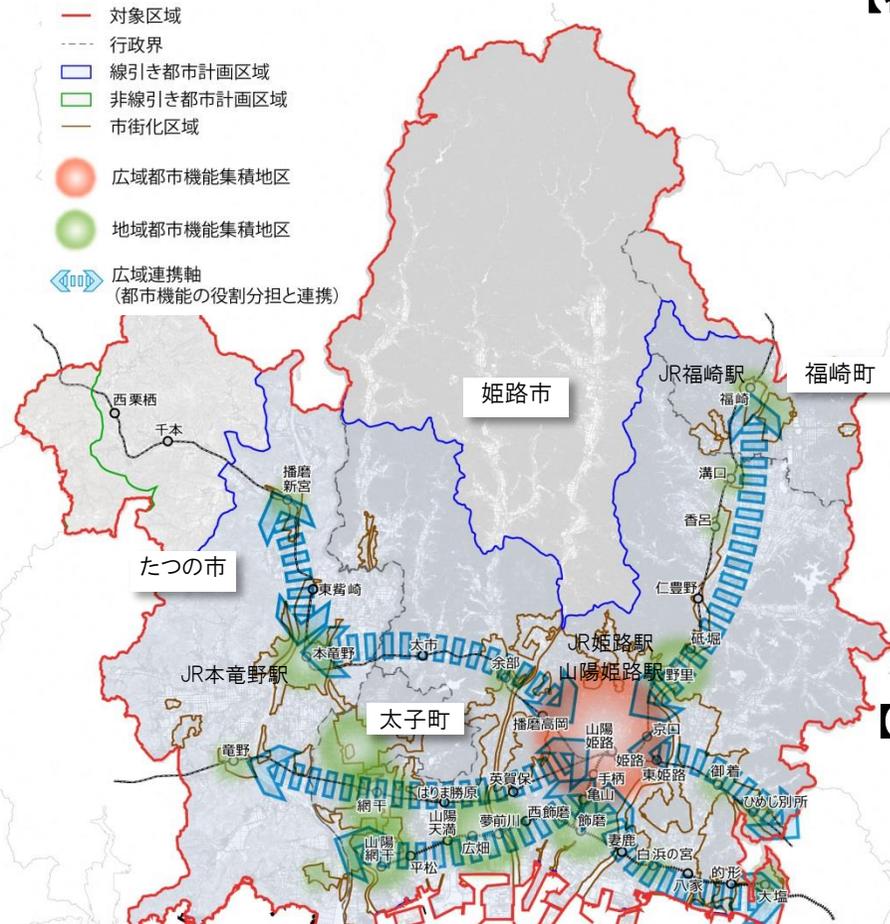
背景・課題

- ・人口減少・高齢化を背景に、鉄道路線を軸として沿線自治体が必要な都市機能を分担・連携することの必要性が増大。
- ・平成27年以降、沿線自治体や交通事業者からなる勉強会・協議会を設立し、各都市の役割分担や連携のあり方について検討。

2市2町による「中播磨圏域の立地適正化の方針」の策定

- ・平成29年3月、姫路市、たつの市、太子町、福崎町の2市2町（人口計67万人）により、広域的な立地適正化の方針を策定。
- ・広域的な都市機能の集積を図るべき地区を姫路駅周辺、その他の地域的な都市機能の集積を図るべき地区を各拠点に設定し、現状の施設立地状況を踏まつつ、役割分担を整理。

【都市機能の役割分担と連携(都市機能集積地区の位置づけ)】



広域都市機能集積地区(姫路駅周辺)

姫路駅前に大規模店舗、医療系専門学校を誘致、**民間病院と公営病院を統廃合等により、高度で多様な都市機能の強化を図るとともに**、国際競争力の強化や県を代表する顔としてふさわしい風格のある都市空間の形成を図る。

地域都市機能集積地区

広域都市機能集積地区と連携しつつ、**広域行政機関(国県機関)、高度医療施設、大規模商業施設等の高度な都市機能を役割分担し、維持・充実を図る。**また、他の地区との距離を勘案した配置や、連携による相互補完についても考慮する。

姫路市(姫路駅周辺)

姫路市(飾磨駅、野里駅、網干駅、山陽網干駅、広畑駅・夢前川駅、はりま勝原駅等)
たつの市(本竜野駅・市役所周辺、竜野駅等)
太子町(役場周辺)
福崎町(福崎駅、役場周辺)

<高次都市機能増進施設の設定及び役割分担>

分野	高次都市機能	役割分担
医療機関	三次救急医療機関(救命救急センター)	姫路市
	二次救急医療機関	姫路市・たつの市
教育機関	大学	姫路市・福崎町
	短期大学	姫路市
	専修学校 高等学校	姫路市 相互補完

分野	高次都市機能	役割分担
文化施設	図書館・美術館・博物館等	相互補完
スポーツ施設等	体育館	相互補完
	総合公園	姫路市・たつの市・太子町
主要コンベンション施設		姫路市
商業施設	百貨店、大型SC等	姫路市・たつの市

【公共交通利便性の高い区域への居住推進】

居住誘導推進区域

- ・鉄道駅等周辺に集積する広域・地域都市機能の利便性を活かした居住の推進を図る区域を設定。
- ・**鉄道駅からの徒歩圏**や、**鉄道駅にバス利用でアクセス可能な圏域**を基本として区域を設定。

